

令和4年12月会議

川崎町議会定例会会議録

令和4年12月8日（第3号）

○出席議員（12名）

1番	佐藤清隆君	2番	遠藤雅信君
3番	佐藤昭光君	4番	高橋義則君
5番	沼田長一君	6番	大沼大名君
7番	神崎安弘君	8番	眞幡善次君
9番	的場要君	11番	佐藤新一郎君
12番	遠藤美津子君	13番	眞壁範幸君

○欠席議員（1名）

10番	生駒純一君
-----	-------

○説明のため出席した者

町長	小山修作君	副町長	奥山隆明君
総務課長	渡邊輝昭君	町民生活課長	高橋和也君
保健福祉課長	佐藤和彦君	地域振興課長	滝口忍君
教育長	相原稔彦君	学務課課長補佐	高橋悦子君
代表監査委員	大松敏二君		

○事務局職員出席者

事務局長	佐藤文典君	書記	佐藤由弥歌君
書記	佐藤明尚君		

○議事日程

令和4年川崎町議会定例会 12月会議議事日程（第3日）

令和4年12月8日（木曜日）午前10時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

開議の宣告

○議長（眞壁範幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

10番生駒純一君から会議規則第2条の規定により本日の本会議を欠席する旨、届出があります。

議事日程の報告

○議長（眞壁範幸君） 本日の議事は、あらかじめお配りしてある議事日程に従って進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（眞壁範幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 神 崎 安 弘 君

8番 眞 幡 善 次 君

を指名します。

本日の会議の書記として、佐藤文典、佐藤由弥歌、佐藤明尚を選任します。

日程第2 一般質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第2、一般質問を行います。

再質問に関しては、挙手の上、質問願います。挙手がなければ次の質問に移りますので、ご了承ください。

順番に発言を許します。

通告第4号、9番的場 要君。

【9番 的場 要君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 業務効率化とLINEの活用について質問願います。

○9番（的場 要君） おはようございます。9番的場 要でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って質問いたします。

それでは、業務効率化とLINEの活用について質問させていただきます。

令和4年11月10日に町村会より県へ要望書が提出されました。全部で38の項目の要望事項がありましたが、その中にデジタル化施策の推進についても記されております。内容は、1「DXの推進」、2「情報システムの標準化・共通化」、3「個人番号カード取得」についてであります。今後間違いなくデジタル化は進んでいきますが、補助金、交付金がどのタイミングで措置されるかが鍵となり、単独での導入は難しいところもあると感じております。それでも導入されるタイミングを待つということではなく、できるところから進めていくことが重要であると思います。

そこで、現在、封書で対応している役場からのご案内、お知らせなどをLINEに置き換えることで、業務の効率化とデジタル化に関心を持ってもらうことにつながるのではと考えております。初めから全て切り替えるのではなく、各課で対応できる範囲で活用しながら徐々にその範囲を広げていってはいかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 業務効率化とLINEの活用について、9番的場議員の質問にお答えします。

LINEの活用範囲についての質問ですが、的場議員おっしゃるとおり、現在役場からの案内やお知らせの多くは書面の郵送によって行っています。その際、書面の作成をはじめ、封入作業や郵送料の負担など時間とコストが発生していることは事実でありますので、LINEを活用することによって業務の効率化とコストの削減が図られる部分はあると感じています。例えば、役場から定期的に案内やお知らせを受け取る各種団体の方々などについては非常に有効な手段なのかもしれません。一方で、そういった方々の中にも、従来どおり書面による郵送を希望さ

れる方やLINEを使用できる環境にない方、あるいは個人情報保護の観点から利用に消極的な方がおられるなど課題があることも事実であり、このことについては一般の方々も同様ではないかと思います。

いずれにいたしましても、情報を発信する側と受け取る側相互の環境と合意の下にデジタル化の推進を図っていくことは重要であると感じておりますので、議員ご指摘のとおり、町といたしましては、できるところから進めていき、徐々にその範囲を広げていきたいと思っておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。的場 要君。

○9番（的場 要君） ただいま答弁にもありましたように、積極的にLINEを活用できる環境にない方も大勢いらっしゃるのはもちろん承知しております。なかなか年齢のことであったりですとか環境であったりですとか、全ての方がすぐというわけにはいかないと思っております。

しかし、議会を例に挙げると、数年前まではLINEを使って事務局と連絡を取る方というのは何人かしかなかった。しかし、そこから皆さん、やっぱりデジタル化にも興味を持っておられるし、そして様々な勉強会を経て、今では全ての皆さんが事務局との連絡でLINEを使っているというところであります。先日もペーパーレス対応タブレット導入についての勉強会もしましたが、なかなか皆さん楽しんでやっておられたなという印象を持っております。ご存じのとおり、議会の年齢層は比較的高いなと思っておりますが、それでもやることができたというのが一つであります。

そしてまた、いわゆるガラケーですね。これが、今年の3月でauが撤退をしております。そして、ソフトバンク、これは2024年1月下旬、そして一番長いドコモでも2026年の3月末でサービスを終了するということであります。ですから、今いる団体の中で、例えば10人の団体であったら1人でも2人でもできる人がいれば、そこからまず始めてほしい。そして、それが徐々に1人、1人と増えていくことがあれば、一番はペーパーレスというよりも事務方の負担が軽減されるだろうというところであります。

川崎町の人口減少、今のところ厳しい状況が続いていて、やっぱり徐々に減ってきております。人口が減れば、職員の数もおのずと減ってくるということであります。であれば、職員の数が減っても業務量が変わらない。であれば、変えられるところから、削減できるところから、軽減できるところから始めていくということが大切なんだろうと思っております。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 先ほどの的場議員がおっしゃったとおり、11月10日、県に対して要望書を

町村会で出しました。38項目、76ページ、こんなにあるわけですから、この中の1項目としてデジタル化の推進をお願いしました。知事も、やはりこれからどんどん人口が減少していくと、仕事量は増えているのに職員もそんなに増やすことはできない。そうすると、まず職員を減らしても対応していくためにはこのDXを進めていかなければならない。また同時に、民間にお願いできるところはお願いしていかなければならない、そういった回答をもらったところです。

我々も、人口が減っていけば今までどおりの職員を採用することもできませんし、その中で人間に取って代われるところは取って代わってもらって別なことに力を入れるということも必要ですから、これは絶対に進めていかなければなりませんし、的場議員おっしゃったとおり3項目を特にお願しました。DXの推進、情報システムの標準化・共通化、それから個人番号カード取得促進。マイナンバーカードの取得を進めるために、今会計年度職員1人、専門にやってもらったり、毎週火曜日延長窓口時間外の手当てを出してもらったり、12月補正、これからお願いするんですけれども、毎月1回休日窓口、これも結局マイナンバーカード普及をどんどん進めていかなければなりませんので、そういった意味ではデジタル化の推進を進めていかなければならない状況であります。

最前線にいる町民生活課長から、今町生活民課でどんな形なのかということも話したいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町民生活課長。

○町民生活課長（高橋和也君） 的場議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長がお話したとおり、町民生活課としましては、まずは各個人がマイナンバーカードを取得していただくよう進めなければならぬと考えております。マイナンバーの申請サポート、それからカードの交付、これに関しましては、休日窓口、それから延長窓口、各種町民が取得しやすい環境を進めていくべきだろうと。それがあって、これからのデジタル化、オンライン上で各種手続が進められる、そういった土台、まずはそれを各町民が取得しやすい環境、それに伴って町で施設整備、そういうものを進めていくべきだろうと考えております。

いずれにしても、まずは町民皆さん一人一人がマイナンバーカードを持つように進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） うまく説明できませんでした。マイナンバーカードを取得してもらうための手当て、そういったものを県の補助金でやってもらってますので引き続きやってほしいというようなことも要望したわけであります。

○議長（眞壁範幸君） 的場 要君。

○9番（的場 要君） この11月の会議において、その後、ある首長がSNSでこういうことを言っていました。マイナンバーの取得を促す我々にとって、そのシステムの共通化・標準化というのは物すごく大切だということ。その首長が、本籍が仙台にあって戸籍抄本が取りたいということで職員の方にアドバイスをもらってコンビニに行ったところ、実は、その町ではまだそういうシステムがない。仙台市内のコンビニに行っても現住所がそこないと、やっぱり市役所に行かないと駄目だということでありました。マイナンバーカードを持って便利になりますよと言っているのに、県内の自治体が統一でないシステムを使っているということが、こういうことで本当にいいんだろうか。であれば、県に指導していただいて、どこの自治体でも同じような環境でやっていかなければならないなということでありました。

まさに私もそのとおりだと思いますし、6月定例会でコンビニ交付サービスについても質問させていただきましたが、そのときも初期投資が1,000万円かかるということではなかなか今の状態では難しいなと。もちろんそのとおりだなと思います。やはりこの辺の部分についても県が指導をしていただく、そして、何らかの財源の措置をしていただく。個人ナンバーカード取得についても、継続的な事務費の補助を頂いているということでもありますのでこれも続けていただく。マイナンバーカード、県内の取得率を上げるためには、各自治体の取得率を上げなければならない。そういった一連の流れから、やはり川崎町もほかの自治体と同じシステムを導入していただきたいところではありますが、今のところ町の単費で行うのはやっぱり厳しいなというところを私も思っております。こういった部分、役場だけが先行して進めていくというのももちろん大切ですが、こういうデジタル化を町民の方に感じていただかなければならないなとも思っております。

今回、提案させていただいたLINEの活用であります。もちろん無料で使えるものでありますし、町民の皆さんにデジタル化を感じ取っていただくその前段で、まずは役場に協力をいただいている皆さんに、役場もちょっと変わってきたねと思ってもらえるようにLINEを活用すべきなんだろうなと思っております。個人ナンバーカード、町も大分増えてきておりました。一階の担当課に、平日でもいろいろな人が来て申請をしているところを見ると、徐々に広がってきているなという印象は受けますが、まだまだこれからもっと増やさなければならない。そういった中で、町民の皆さんにも取得していただくということの効果があるということも大切ですが、役場のデジタル化を推進するためには個人ナンバーのご協力もお願いしたいということも併せてお声がけをいただきたい。そう思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 的場議員おっしゃるように、様々なものがもう本当に絡まっている状態ですから、やっぱりやることをしっかりやって、やっぱり皆さんと少しずつ少しずつ進んでいきたいと思っています。この間の要望でも、こういった事業を進めるために県では専門の人を確保してもらって、そういった人たちをどんどん町にも派遣してもらって、職員の資質もアップしながら一緒に進んでいかないととても無理ですねということでこういった要望を出したところですよ。改めて、少しずつ進んでいきたいと思っています。

私もスマホを持ったとき、訳分かんなくなって投げてしまおうかと思いました。的場議員に言ったら、最初そうだよ、町長と言われて、本当に今少しずつ使ってますが、本当に新しいものを手にするというは大変なんですけれども、やっぱり慣れていけば少しずつ使えるようになるので、みんなでそういった形で進めていきたいと思っています。

○議長（眞壁範幸君） 的場 要君。

○9番（的場 要君） なぜLINEなのかというところも、お話しさせていただきたいと思います。

もちろん町長もお使いだというお話を伺いましたが、業務上の連絡でやっぱり一番多いのはメールだと思います。しかし、メールというものは、時間があればいいですし、あとは相手方がそれを開いたかどうかの確認ができないというところがあります。しかし、LINEの場合は、送った相手を読んだかどうか分かる既読というマークがつく。このマークがつけば、つくことを確認、送った側もできますから、あ、読んでいただいたなというのが分かる。そして、あとは通話もちろんできるというところでもあります。電波がよいところであれば、LINEを使って連絡が取れる。急ぎの場合は、電波も悪いところであれば普通に電話をするのが必要だと思いますけれども、やはり業務で使う一番の目的というのは、ある程度の時間があつてご連絡を差し上げる、そして出欠の連絡をいただく、そしてまた急な予定の変更にもすぐに連絡をして対応ができるというところでもあります。何よりも、私たちも前から感じておりましたが、紙ベースでもらったときに封書はそのとき開けてみるんですけれども、もう一回入れて置いとく。近くになったときもう一回見るんですけれども、その封書をどこにやったか忘れてりとかということもあります。

しかし、携帯電話に入っていれば、スマートフォンに入っていれば、それもすぐ確認できるし、それを今度スケジュールに移すこともできる、非常に簡単に管理ができるわけであります。ですから、こういった便利さを町民の皆様にも感じていただく、そして、役場の今後の方針についてもご理解をいただくということが非常に大切だと思います。各団体、少ない人数からのスタート

になると思います。しかし、消防団のLINEのように、最初は10数人から始まったのがもう100人以上入っているという実績もあります。こういった流れを役場全体でやっぱりつくっていくべきだろうと思います。

そしてもう一つ、去年の初めぐらいでしょうか、総務省からLINEの使用について中止を求めるお話もありましたが、現在はそれも解消して幅広く各自治体でLINEの活用が行っております。機密事項を流すということもないですし、簡単な連絡で使うということであれば危険性もないのだろうと思います。いずれにせよ、答弁にもあったように各課少しずつでも取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 総務課長。

○総務課長（渡邊輝昭君） 的場議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、お話もありましたが、現在消防団ではLINEを使って各連絡を取っている実績がございます。そういったところも踏まえまして、これから町長といろいろ相談させていただいて、ご答弁があったとおり、できるところからやっていきたいというような思いでおります。よろしくをお願いします。

○議長（眞壁範幸君） これで、的場 要君の一般質問を終わります。

○議長（眞壁範幸君） 通告第5号、8番眞幡善次君。

【8番 眞幡善次君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 地域おこし協力隊の動向について質問願います。

○8番（眞幡善次君） 8番眞幡善次。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず、地域おこし協力隊の動向について質問させていただきます。

都市部の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力の充実・強化を図る取組として平成21年度に創設された地域おこし協力隊は、令和3年度には全国で6,000人を超える方々が活動するまでになっています。地域おこし協力隊の制度創設以降、当町にも多くの隊員に来ていただき、積極的に活動しながら地域おこしに協力をしていただいております。町の広報紙にも、毎月、地域おこし協力隊が地元住民と一緒に活躍する姿が掲載されています。これを見た町民からは、このような人たちが川崎町で活躍してくれるのは大変すばらしいことだとそういう声が上がっております。

先日、地域おこし協力隊のメンバーと話す機会がありました。皆さん川崎町に溶け込んでおり、

将来的に川崎町に定住したいと考えていることがよく分かりました。町には、隊員が任期終了後も地元に残れるよう今まで以上に相談に乗っていただきたいと思います。そこで、以下の点について伺います。

1、制度開始以降、何人の地域おこし協力隊員が当町で活動しているのか。

2、現在の報酬並びに報酬以外に十分な活動費等は支給されているのか。

3、任期終了後、当町に定住・定着した隊員は何人か。また、定住・定着してもらうために町の支援はあるのか。

4、令和5年度の募集予定者と町が考える最終的な募集規模は。

以上、4点について伺います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 地域おこし協力隊の動向について、8番眞幡議員の質問にお答えします。皆さんにお配りした地域おこし協力隊募集の資料も見ながら聞いてください。

1点目、「これまで何人の協力隊が活動しているのか」との質問であります。平成29年度から令和4年度までの6年間で15人が活動しています。

2点目の「報酬並びに活動費などは十分か」についてでございますが、この資料にございますように、地域おこし協力隊募集という資料の下の方を見てください。報酬月16万6,000円、活動費月8万円とございます。現在の活動や川崎町での日常生活などを総合的に勘案しますと、十分な金額だと認識しております。

3点目の「任期終了後、川崎町に定住・定着した隊員は何人か。また、定住してもらうため、町の支援はあるのか」につきましては、これまでのOB・OGは7人。そのうち6人は現在も川崎町に住んでサービス業や飲食業を営んでいます。定住率は約86%となります。また、現在も川崎町に住んで事業をされている5人のOB・OGの方々に対し、川崎町より起業支援助成金として100万円を交付しております。この100万円の原資は特別交付税となります。

4点目の「令和5年度の募集予定者と町が考える最終的な募集規模は」につきましては、この資料にもございますように来年度の募集人数は7人です。また、来年度予定どおりの7人の採用ができた場合の隊員数は12人となり、平成29年度以降最大の協力隊隊員数となります。

なお、最終的な募集規模は、現在の業務量などを総合的に勘案しますと12人前後がよいと判断しております。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） 今町長から、川崎町に来ていただいている地域おこし協力隊の定住率は86%ということで、全国平均の60%を大きく上回ってるような状況だと思います。当町でも、任期を終えた協力隊員が町に残り事業を始めたり、嫁いだりしていただいております。また、その活躍はマスコミ等で大きく取り上げられ、町外からも関心と呼んでいることも事実だと思います。これらは川崎町のイメージアップにつながっています。これも、町の支援があればのことだと理解しております。

全国平均残留率60%と言われますが、非常に町の支援等が充実しているということで86%の定着率になってると非常に喜んでおりますが、縁あって川崎町に来ていただいた地域おこし協力隊員には1人でも多くの人に残っていただきたいと考えております。任期を終えた後の隊員が川崎町に定住できるよう、その一定期間、専門職として町で任用するなどして自立を手助けすることはできないものかどうか。その点、町長にお伺いさせていただきます。

○議長（眞壁範幸君） 総務課長。

○総務課長（渡邊輝昭君） 眞幡議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

今現在地域おこし協力隊員として働いていただいている方については、皆さん、町の会計年度任用職員の身分で、雇用といいますか、働いていただいておりますので、これからも追加で募集される場合については同じような雇用形態にはなると思っております。また将来的にどのような形態がよろしいかについては、これから考えないといけないという課題ではありますけれども、現在の状況になっているということでございます。

○議長（眞壁範幸君） 眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） どうもありがとうございます。

私の質問は、任期3年間の任期を終えた後のことをちょっと質問させていただいたわけなんです、その点ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 3年間いろんなことをやったださって、その後、川崎町に根づいて事業をやったりされてます。議員おっしゃるように、職員として採用したいような方もおられましたが、今のところは、やはりみんなそれぞれ自分たちがやりたいことを地域でやりますよということでありまして。やはり、職員は採用試験を受けて、そういった手順を踏んで町の職員になるわけですから、地域おこし協力隊枠としてやるのはちょっとどうなのかなと思っている面もご

ざいます。ただやはり、そういった特別の技術や資格をもっている場合は、やはり勘案して職員になっていただくなんていうこともあるかもしれませんが、やはり今のところは地域に根差して自分のしたいことをするというような人たちが多いので、それはこれから考えていかなければならないと思っています。

○議長（眞壁範幸君） 眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） 前向きな回答ありがとうございます。

2番目として、現在の報酬並びに報酬以外に十分な活動費は支給されているのかについてお聞きいたしたいと思います。

現在、先ほど資料を頂きましたが、これを見ると大体のことは分かります。報酬以外に活動費として8万円。これを私調べてみましたら、内容は、交通費、家賃、ガソリン代、これが活動費の範囲だと思います。それで間違いないと思いますが、ただ、個々に活動している活動費、これは適用されないのか。また、その活動に必要な備品などを購入する場合、これは個人負担になっているのかどうか。これらの活動費も検討すべきではないかと考えますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 地域振興課長。

○地域振興課長（滝口 忍君） 8番眞幡善次議員のご質問に回答申し上げます。

ただいまのご質問で、活動費8万円以外にその他備品等を購入した場合、どのような手当てになっているのかというご質問でございます。

報酬そのほか活動費8万円、そのほか資格取得として5万円。そして、まず前提として地域おこし協力隊は、報酬も含めて、今の場合ですと年間最大で480万円まで特別交付税の措置になるということになってございます。そのほかの残額約20万、30万程度に関しては、例えばですが、スポーツとしてターゲットサッカーなんかをやりたいというような要望に対して、我々の町の予算でそういった備品を購入して、その活動する協力隊に活動してもらっているという経緯がございまして、除隊後は町の備品として保管しています。それぞれ、現在の場合ですと、スプリングのほか森林組合等々にも派遣している職員ございますので、その個別具体的にこういった備品が必要だということであれば、相談に乗って町の手当てとしてやってるということはございます。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） ぜひそういうふうな形で、備品等については町の費用で買って与えることによって活動もしやすくなると考えておりますので、引き続きお願いしたいと思います。地域

おこし協力隊員の人たちも、卒業、任期が終わった後も、町の担当者から常に相談に乗っていただいたりフォローをしていただくということで感謝しておりました。今後も、十分なフォローを引き続きしていただけたらと考えます。

ところで町長は、ダンスを通して幼児から高齢者まで元気づけ、健康推進運動をしている地域おこし協力隊員がいることをご存じですか。知ってると思います。以前、富岡幼稚園に通う園児の父兄から、町から体操の先生が来て象さん踊りを教えてくれたとのことで子供はすごく明るく元気になりましたという話をされました。その後、広報かわさきに地域おこし協力隊の活動が載っておりました。それには、富岡幼稚園の園児たちに象さん踊りを教えている姿が載っておりました。昨日の佐藤清隆議員の幼児・児童・生徒の発育、健康状態についての質問の中で、教育長の回答に、幼少期よりバランスのよい食事と適度の運動が心豊かを育むという話がありました。子供たちの成長は、このように体を動かすことにより覚えることが大変重要だと思います。まさに、これを実践している地域おこし協力隊員がいることに私も気づきました。

将来、川崎町を支える子供たちの健康づくりをはじめ、高齢者の健康を守るための踊りを取り入れた健康推進など健康推進事業の一環として、将来、町に残って働けるよう支援すべきではないかと考えますが、町長はどのように考えているかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 眞幡議員の質問にお答えします。

まさに、眞幡議員がおっしゃるような思いが私にもあって彼を採用しました。ちょっと度忘れてしまったんですけれども、有名なダンサーで、その人は代々医者の家系に生まれて、ところが勉強が大嫌いで、身内はみんな医者になったんだけどその人はダンサーになった。有名なダンサーだったんだけど、年を取ってきて、今はお年寄りたちに簡単なダンスを教えている、それでお年寄りの健康を守っている。一族から、結局は医者以上にすごい仕事だなんて言われるようになったというドラマを見まして、そういったダンスを通じて老人クラブとかそういったところでいろんな仕掛けをしてほしいなと思って2020年の4月から彼が活動始まりました。そして、すぐコロナになってしまったんです。それで、保健福祉課長ともそういった老人クラブとかいろんなサロンでダンスを通じて健康増進の仕掛けをしてほしいとなったんだけど、コロナでなかなかうまくできませんでした。

私としては、やっぱりそういった活動を通じて子供たちやお年寄りの健康を守ってくださって、ああいった職員も必要だなあという形で皆さんの理解と承認をいただいて、何かそういうポジションで採用したいなと思ったところが正直なところでした。コロナでなかなかそういったことが

できなくて、本人も悔しい思いは今あると思うんですが、とにかくそういったいろんな仕掛けで地域の人たちに働きかけをしてくださる方も採用しているわけであります。やはり、その人その人のやる気や伸び代がありますから、そういった中で皆様のご理解や承認をいただければ、やっぱり何かそういった形で採用できることがあればというところはございます。

○議長（眞壁範幸君） 眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） 今町長おっしゃったように、町に元気を与えるという意味合いからも、こういう人にはぜひ今後とも町で活躍していただきたいと思いますが、ただやはりこういう事業は個人ではなかなか生計が成り立たないんですよ。ですから、やっぱり町としても健康推進事業として国からの補助金等を活用しながらやっていくということも、ひとつ考えていただきたいと思います。

最後に4番目として、令和5年度の募集予定者、町が考える最終的な募集規模ということで質問させていただきますが、以前、私の仙台の友人がネギを袋ごと持ってきてくれました。どこで買ってきたのと言ったら、いや、今日川崎町のネギ祭りに行ってきたんだよと、町長が汗水垂らして交通整理やってるよと、お前は手伝いに行かないのかと、そんなことをハッパをかけられたことを思い出しました。これも、地域おこし協力隊員が関わって基幹産業である農業を行って活躍しているという話を耳にしました。

やはり今年度は森林組合や指定管理者へ地域おこし協力隊員が出向いて活躍しておりますが、地域おこし協力隊員には町を挙げて町に残れるようにしむけていかなければいけないと思っております。これから地域おこし協力隊の活躍を町の基幹産業である農業分野や観光振興等、健康づくりなど、地域の活性化に役立てていく必要があるのではなかろうかと。そういうことで積極的に採用すべきと思いますが、先ほど町長からこういう資料を頂いて今後も多く雇っていくんだということでありましたが、その点を含めて、最終的な募集規模等の回答をお願いしたいと思えます。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 眞幡議員の質問にお答えします。

担当課長や担当の職員といろいろ意見交換しておりますが、やはり彼らが3年間活動してからどうするのか、どうなるのかをやっぱり心配していかなければなりませんので、採用しても常に意見交換等を通して担当や課長は聞いているようであります。そういった意味では、あまり多く募集してもその後の受皿がなかったり、その後放り出すのでは申し訳ないわけですから、やっぱりしっかりとサポートできる人数、そういったことも含めて考えていかなければならないと思っ

ています。また、眞幡議員がおっしゃるように、多くの市町村でこの地域おこし協力隊の事業をやり始めているので、ある意味、今度確保できなくなっている面もございますので、しっかりとやる気のある方を我々も選んでいくと言ったら失礼ですけれども、受け入れていくということも大切なので、そういった中でしっかりと受け入れていきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） これで、眞幡善次君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告第6号、4番高橋義則君。

【4番 高橋義則君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、福祉灯油の実施をについて質問願います。

○4番（高橋義則君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い発言いたします。4番日本共産党高橋義則です。よろしくお願いいたします。

初めに、福祉灯油の実現について質問いたします。

新型コロナウイルス流行による経済活動の停滞やロシア軍によるウクライナ侵攻などによって、食料品や日用品、燃料など、あらゆる商品・サービスが値上がり、家計を直撃しております。

昨年度、住民非課税世帯に対して1世帯当たり1万円の灯油購入助成を行いました。景気が回復しないまま、これから厳しい寒さを迎えようとしている町民が安心して生活を送れるよう、本年度も支援すべきと考えます。町長の考えをお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 「福祉灯油の実施を」、4番高橋議員の質問にお答えします。

「住民税非課税世帯に対する灯油購入助成金の実施について」の質問であります。高橋議員のおっしゃるとおり、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や電力・燃料・食料品などの価格高騰による家計への負担は大きく、特に非課税世帯などの低所得世帯の皆様にとっては、より深刻なものと感じております。

昨年度も非課税世帯1世帯当たり1万円の助成を実施いたしましたが、今年度も同様の助成を

実施すべきと多くの議員の皆様から提言をいただき、12月会議に補正予算947万2,000円を上程しております。現時点では、令和4年度住民税非課税世帯900世帯を見込むとともに、今年になって減収、収入が減ったなどにより非課税世帯相当と認められる家計急変世帯へも支給対象を拡大し、生活支援してまいります。あくまでも、今のところ町のお金を投入してやっていこうと思っております。ご理解賜ります。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 今年には町民の皆さんに商品券配布事業を12月で第3弾という、ほかの町村では見られないような手厚い支援を川崎町では行っております。町民はとても、話を聞くと、この商品券配布に町民の皆さんはかなり感謝しているようです。

11月28日の全員協議会の中で、今町長がおっしゃったような案件が12月議会で実施されるということでした。それは非課税世帯のみ、今話したような方々の世帯に支援するということですが、長引くコロナといろいろな物価高のせいで町民全体の方々がかなり厳しい生活を行っております。

そこで、私は今回、非課税世帯はもちろんのことですが、全世帯に何らかの支援をすべきだと考えておりますが町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 改めて、コロナに苦しめられて3年になりました。この間、川崎町では国の補助金を活用して多くのコロナ対策を進めてきました。国からの補助金は、この3年間で19億円以上であります。そして、そういったものを使って皆さんの案を取り入れて107の政策を進めて、20億9,400万円の予算でコロナ対策を進めてきたわけであります。もちろん一番金額が大きいのは、町民1人当たり10万円をお配りした定額給付金の予算8億7,000万円も含めてですから、それはそれだろうと言われるかもしれませんが、20億、21億円近い予算を投入して3年間やってるわけでありますから、ほかの市町村から比べればかなり手厚いことをやってきたのではないかと思います。

また、来年度に向けて、いろんな政策を皆さんの意見をいただいたものを取り入れていかねばなりません。もちろん過疎に指定されて、過疎債などを使っていろんなことをやっていかなければなりませんから、そういった中で、かねてより多くの議員の皆さんから小中学校の給食費も2人目からでなく全すべきではないかというような意見もいただいております。そういったことも含めて、今皆さんと検討していかなければならないと思っておりますので、差し当たって高橋議員がおっしゃる全世帯にというようなことは今のところはできかねるかなあと思っております。違った形でまた政策を進めなければならないと思っておりますので、ご理解をお願いするところ

であります。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） ただいまの町長の答弁のように、コロナ禍がいつ終わるのかと先が見えないような状態の中で、町民の人たちはどこまで生活が苦しめられるんだろうという思いも確かにあると思います。その中で、確かに今町長がおっしゃったように自分のある金を今出してしまっ
て、後、何もできない状態では困るんですけれども、今町民の現実の生活を見ますと、なかなか厳しさがあり、自治体で町として何か町民に、暖房費に関わる金額があまりにも大きくなったりするものですから支援できるものはあるか、その辺を町長にもう一度伺いたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 本当にいろんなものが値上がって、皆さんの生活は大変だということはひしひしと感じております。経費がどんどん上がって、売上げは伸びないのに経費だけがどんどん上がっていくといったことを議員の皆さんも我々も多くの町民から聞いているところです。確かに今何らかの支援をしたいところではございますが、もちろんほかの町の動きなども見て的確にやれることを考えていかなければならないと思っています。ただ全世帯となりますと膨大な予算になってしまいますので、今のところは限られた方々にまず手当てをするというところで、また、来年度に向けて皆さんといろんなことを総体的に考えていかなければならないと思っておりますので、高橋議員の気持ちは分かるんですけれども今のところはこれで、燃料については分かっていたきたいというところがございます。また役場も、総務課長を中心に節電、節約のところで、あちこち電気を消したり暖房を控えたり厚着をしてくるよう、そういった指示を出して我々も頑張っているところであります。町民の皆さんのご苦労は分かるんですけれどももう少し、今のところはちょっとそこまでの余裕はないというところであります。

○議長（眞壁範幸君） よろしいですね。

次に、いじめ対策の取組はについて質問願います。

○4番（高橋義則君） 2問目の質問に移ります。いじめ対策の取組について。

文部科学省は、毎年「児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施しており、先月末、令和3年度の各県調査結果が公表されました。過去5年間の宮城県分を見ると令和2年度まで減少してきたいじめの認知数が増加してきました。いじめを受けた子供にとって、成長期の大事なときに大きな心の痛手となり不登校へとつながりやすい大きな問題だと考えます。そこで、次の点について伺いたします。

1点目、小・中学校におけるいじめの認知件数は。

2点目、いじめが確認されたときの対応マニュアルは整備されているのか。また、その内容は。

3点目、子どもたちの立場に立って対応策を講じていると思うが、これまでの対応策により原因を取り除くことができているのか。

以上の点についてお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 4番高橋義則議員の質問にお答えいたします。

1点目、「小・中学校におけるいじめの認知件数は」との質問であります。令和3年度における町内小中学校のいじめの認知件数は小学校16件、中学校1件です。

2点目の「いじめが確認されたときの対応マニュアルは整備されているのか。また、その内容は」につきましては、文部科学省や県教育委員会のいじめ防止に関する指針を受け、町教育委員会では平成26年3月に川崎町いじめ防止基本方針を策定し、それを受けて各学校も学校いじめ防止基本方針を整備しています。その中で、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭及び関係機関との連携を行うことが述べられており、いじめが確認された場合には、安全確保、事情の確認、適切な指導、関係者への連絡や相談などを組織的に行うことが明記されています。

3点目の「これまでの対応策により原因を取り除くことはできているのか」につきましては、いじめはどの子供にもどの学校でも起こり得る、また、いじめる立場といじめられる立場が逆転することもあると言われてしています。一つ一つの事例に対応し子供たちの落ちついた生活を取り戻すことができて、時の経過の中で新たな事案が発生するというのも現実です。その要因の一つとして、子供たちは様々な感情を持ち、未成熟で成長過程にあるということも挙げられます。

改めて、互いの過ちを許す寛容な環境の中で、失敗や抑え切れなかった心の様を振り返り、人の心の痛みを感じ、正しい善悪の判断や感情を抑制することができる実践的な態度を学校生活の中で育んでいきたいと考えています。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。高橋義則君。

○4番（高橋義則君） ただいま前年度の件数をお話しいただいたんですけれども、学校側と教育委員会、その連携というものはできているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 学校と教育委員会の連携はできているのかということでございますが、毎月、子供たち、いじめあるいは不登校といった生徒指導上の課題がありますと委員会に月例報告という形で報告が参っております。その際に、学校側としては、これはもう少し詳しく教育委

員会に報告すべきだなあという案件などにつきましては、教頭や校長から直接こうこう、今回報告した内容については具体的にこのようなことですよというような形で電話等での連絡があり、あるいは直接委員会に出向いての報告などがあり、連携は取れていると。あるいは、それに対して必要な、もう少しこの辺について事情を確認してくださいというような指示を出しながら対応に当たっているところでございます。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 学校との連携を取りながらということでしたが、教育委員会として、いじめに対する解決策というのは単独で学校がまず行うものであるのか、教育委員会も携わっていじめの問題などを対応していくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 具体的個別の事案によって教育委員会が関わっていかなければならない事案と、これは学校に任せて解決できる事案と、個々によって違いがございます。

例えばですけれども、平成18年に福岡県で中学校2年生の男子生徒だったと思うんですけれども自ら命を絶ってしまう事案が、いじめを要因としてというのもございまして、いじめの定義が変わりました。翌年の調査のときから、私たまたまそのとき県の教育委員会におりましていじめの問題の統計的な集約をする担当もしておったんですが、ある学校から前年度まで10数件の事案だったものが400件近い事案が上がってきたと。具体的に中身を聞きました。そうしますと、これまでは教員が判断をして弱い者に対して一方的に継続的に何らかの行為を行ったというものをいじめとして認識しておったのが、その後、定義を変更いたしまして、子供自身からいじめられたという訴えがあったものについては全ていじめとして認知して報告すると変わってございます。その中で、件数が極端に20倍以上増えた学校に問合せを行いましたところ、小学校低学年の子供からこういう事案があったというような具体を聞きました。休み時間に、誰も自分に遊びに一緒に行こうと、外に遊びに行こうと誘ってくれない、これはいじめだと。そういう訴えをした子供がおりました。それから逆に、休み時間、今日は静かに本を読んでいたんだけど、外に遊びに行こう、外に遊びに行こうと何度も誘われる。これはいじめだ。

さて、こういう案件は恐らく委員会に来て、これは学校で対応してください、それで十分対応できる案件なのではないか、そういう案件にしていた、学校で判断して。恐らく件数としては委員会に上がりますけれども、具体の事例までは上がってこない事例だと思います。ただし、いじめを起因として、何か双方の子供、当事者、いじめる側、いじめられた側あると思いますけれども、少し解決が長引いて、これは子供の成長によろしくないだろうなあというものについては

積極的に関わりをしながら、やり取りをしてるという現状でございます。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 先ほどの教育長の答弁から小学生が16件、中学校では1件いじめがあったという内容でしたが、前年比で比較してみるとどういう、増減はどうかという質問と、そのいじめの内容ですね。どういういじめの内容だったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 実は昨年度、管内の小中学校の校長を集める小中校長会議というのが大河原の教育事務所主催であるわけですが、その中で教育事務所から事務所で管内小中学校から上げたいじめの件数などを見て、本当にいじめを全て拾い上げているのか、子供たちの訴えに耳を傾けているのか、もう少し、子供から訴えがあったものは教員がいじめではないと判断するのではなくて正確な数字を上げてほしいと。認知件数が多いのが悪いことではないと。むしろ、それは子供たちの成長を見守りながらいろんなことに関わっているんだという話がございました。

そういう経緯を踏まえながら、令和3年度の調査では、小学校、ただいま申し上げた件数、中学校1件と上がってきまして、令和2年度よりは増えております。今年度も今、年度途中ですが、小学校のほうは10件未満の件数、中学校のほうは1件上がっているというところで、ですから、学校のほうが、子供たちの何かの行為があったときに、その場で指導して解決した、じゃ、これはいじめではないと判断する場合もあるとカウントされない。いや、2日3日たっても上がっているから、もう少し時間をかけて指導していかないといけないという判断をした場合には積極的に上がってくる。ところが、子供から見れば、たった1回の短い時間のことでいじめられたという思いがある。その辺、認識の違いで件数が多い少ないというのが出てこようかなと捉えております。（「内容は」の声あり）大変失礼しました。町内で、どちらかと多いのは冷やかしかからかいとか悪口を言われた、あるいは軽くたたかれたというような案件が16件の中では多くなっております。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） いじめを見つけるのはなかなか学校では大変だと思いますけれども、一番いじめを発見できるというのは担任の先生だと思います。しかし、学校の中では、先生方というのはなかなか忙しい。いろんな仕事があつて忙しい中で、子供と携わっている時間が少ない中で、そのいじめを確認するのはなかなか大変なことだと思いますが、そのいじめに対して一番確認できるのは担任だと思いますが、そのほかにどういう方がいじめを認知するというか、確認で

きる人たちなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 川崎町の案件ですと小中合わせて20件未満ですので、全国の統計の中から、いじめ発見のきっかけがどうであるかということをお答えさせていただきます。

令和3年度調査の中で、学校の教職員が発見したと、いじめを発見したというのが小学校で69%、中学校で53.2%、高等学校で57.2%と半数以上は学校の教職員等が発見しています。その中で、学級担任がいじめを発見したというのは小学校で9.5%、中学校で9.6%、高等学校で4.3%ということで、意外に担任の目が直接見えているところでいじめをするというのは逆に言うとな少ないんだろうなと思ってございます。

それから、教員以外の学級担任、あるいは養護教諭が発見したというのは本当に数%ということで、担任よりもまた少ない数字になってる。学校の教員が発見する中で非常に率的に多いのが、アンケート調査などによって、子供たち、いじめを訴えてきたというのが小学校で57.4%、中学校で36.4%、そのような数字になっております。

現在、町内の学校でも定期的にいじめのアンケートを実施しておりまして、その中で訴えがあったものについて詳しく話を聞いて対応しているということです。ただ小学校ですと、低学年はペーパーに自分の思いを書き表すということがなかなかできないので、担任が時間をかけて、何ですかね、1日に何人とか、この頃学校生活どうなんだ、何か心配なことはないか、不安なことはないか、たたかれたということないのかという聞き取りをしながら、実際に子供の思いを受け止めて対応しているというのが現実でございます。

○議長（眞壁範幸君） よろしいですか。高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 今川崎町でも、少ない数ですけれどもいじめということが認知されているようですけれども、子供たちが万が一いじめに遭ったとき、どういう方法でいじめ対策をしていただくのか。そういう具体的なマニュアルというか、対応してくれる先生なり担当者というか、そういう方というのはいらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） マニュアル上の担当者ということですが、まず、事案があれば学級担任が子供たちから話を聞くというのが第一になります。具体的に、何ていうか、指針の中には誰がどうして次にどうしてということまでは書いてありません。ただ当たり前に考えれば学級担任が、そして、中学校などでいえば学年を担当する教員が、そして、必要に応じて養護教諭が入ったり、スクールカウンセラーさんなどを入れたりということで、担任に任せるだけではな

くて学校を挙げて組織的に対応しているというところでございます。

○議長（眞壁範幸君） よろしいですか。

これで、高橋義則君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（眞壁範幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時28分 散 会

上記会議の経過は事務局長佐藤文典が調製し、書記佐藤由弥歌が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員
